

平成27年度 多摩区こどもの外遊び事業

広報 PR 等の地域理解促進事業

- ・たまたま子育てまつりでの広報ブース
(スライド上映、パネル展示、リーフレット配布、遊びコーナー)
- ・地域の催しでの広報ブース
- ・外遊び紹介リーフレットの印刷・配布（乳幼児健診や講座等での配布、ちらし棚での配架等）
- ・地域団体主催の勉強会への助言者（スタッフ）派遣（新規）—活動紹介やスライド上映等

人材の育成・交流事業

- ・人材養成講座
- ・スキルアップ研修（新規）
- ・立ち上げ支援・情報提供等、活動交流支援（隨時）
- ・講座、実習 保育付で実施
- ・活動者を対象とした学習・意見交流会

活動支援事業

- 地域の外遊び活動への各種支援（物品貸出、広報支援、スタッフ派遣等）
- ・地域外遊び団体の活動：中野島、三田、堰、宿河原（新規）
 - 26年度人材育成講座修了生グループ団体
 - ・地域の関連団体活動：水辺の楽校、青少年団体、スポーツ関連団体、子ども会等
 - ・区内商店街の空き店舗敷地の活用の催し（新規：外遊びコーナーへの協力等）

催しの実施

- ・主催 人材育成講座の実習として開催
- ・事業協力 二ヶ領用水の魚つかみ、せせらぎ館での凧作り・凧揚げ

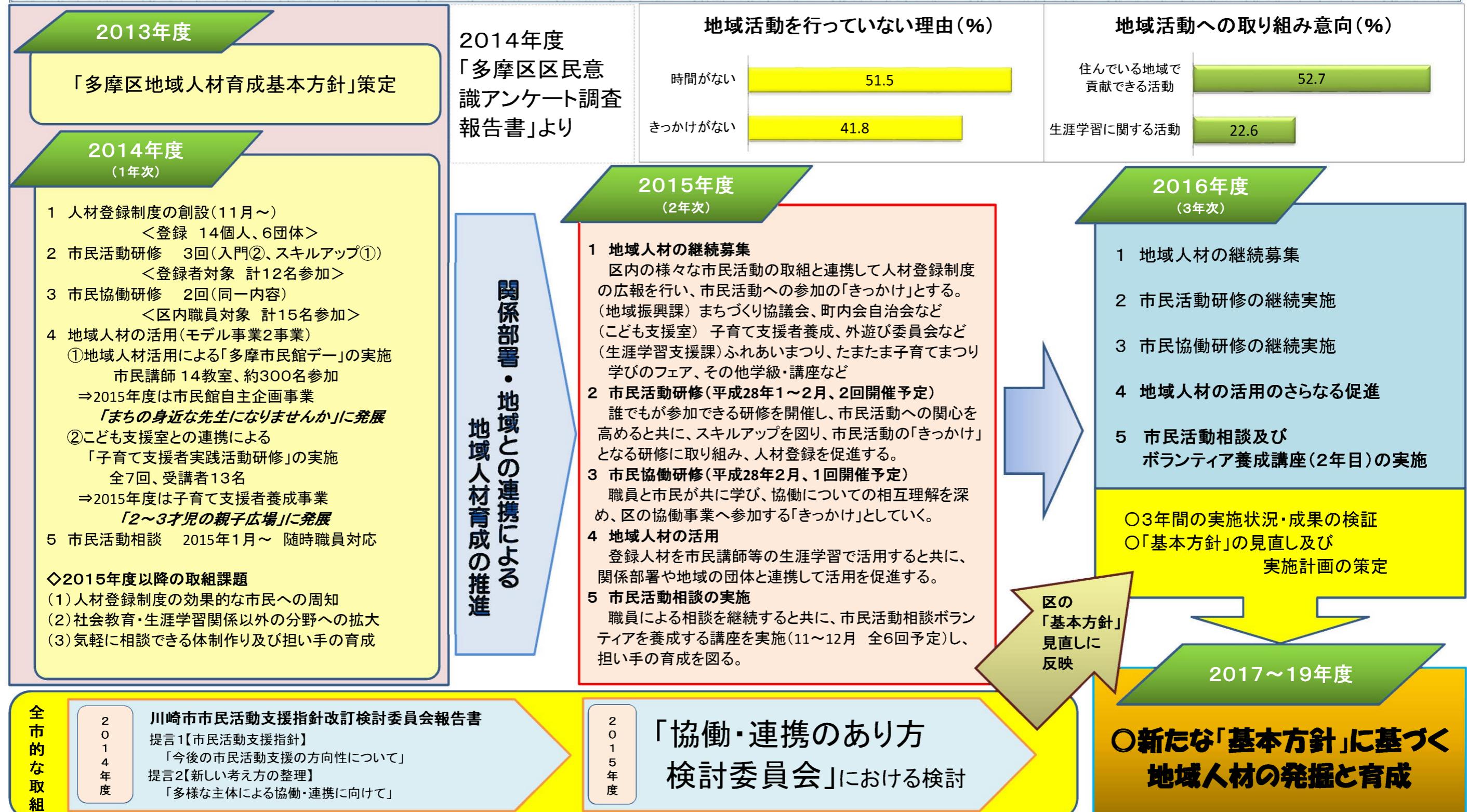
多摩区における地域人材育成の取組

～区民の参加と協働による地域課題の解決を支える地域人材の発掘と育成～



多摩区における現状と課題

- (1)市民活動団体等における新しい人材の確保が困難になっている。
- (2)行政との協働により地域課題を解決する担い手が固定化している。
- (3)団塊の世代の定年退職が2014年にピークを迎え、シニア世代が地域で活動する可能性が高まっている。
- (4)多摩区内の3大学との連携により、若い世代の人材発掘の可能性がある。



多摩区地域福祉計画推進会議開催運営等要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、多摩区地域福祉計画推進会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な基本事項を定める。

(目的)

第2条 区長は、地域福祉計画の推進に関し、次に掲げる事項について、会議の委員の意見を求める。

- (1) 地域福祉計画の策定及び変更に関すること
- (2) 地域福祉計画の進捗状況の管理及び評価に関すること
- (3) 前各号に定める事項の他、会議で必要と認める事項

(委員)

第3条 会議の委員は、次に掲げる者に就任を依頼する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体代表者
- (3) 公募市民

(開催期間)

第4条 会議の開催期間は、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの期間とし、必要に応じて開催することとする。

(庶務)

第5条 会議の庶務は、多摩区保健福祉センター地域保健福祉課において処理する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

第4期多摩区地域福祉計画スケジュール

